

報告第12号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月28日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成30年8月6日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 平成30年6月10日（日）9時50分頃、南風原第一団地 9号棟付近において、草刈り作業中に駐車場から出ようと後退した際、公用車の荷台の後ろと右折しようとして停車していた車両の右側後部が接触、破損させた。
- 4 損害賠償額 78,500円